

平成18年 6月29日

**株 主 各 位**

大阪市淀川区西中島四丁目1番1号

**日清食品株式会社**

代表取締役社長 安藤宏基

### **第58期定時株主総会決議ご通知**

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本日開催の第58期定時株主総会におきまして、下記のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報 告 事 項**
1. 第58期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）営業報告書、貸借対照表および損益計算書報告の件
  2. 第58期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）連結貸借対照表および連結損益計算書ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  3. 定款授權に基づく取締役会決議による自己株式買受け報告の件  
本件は、1、2および3の内容について報告いたしました。

**決 議 事 項**

**第1号議案** 第58期利益処分案承認の件

本件は、原案どおり承認可決され、利益配当金は1株につき15円（中間配当金と合わせて当期の配当金は1株につき30円）と決定されました。

また、取締役賞与金につきましては、平成18年3月31日在籍の取締役12名に対し、取締役賞与金2,000万円を支給させていただくことが承認可決されました。

**第2号議案** 定款一部変更の件

本件は、「会社法」（平成17年法律第86号）および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号）が平成18年5月1日に施行されたことに伴い所要の変更を行う他、条文の移

設、字句および読点の追加等により整備を図るものであり、原案どおり承認可決されました。

なお、定款変更の概要（主要な条項の変更部分）は、後記「ご参考」記載のとおりであります。

**第3号議案** 補欠監査役1名選任の件

本件は、監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名を選任いただくもので、補欠監査役に松宮清隆氏が選任されました。

なお、同氏は、社外監査役の補欠として選任されるとともに、その就任前に、監査役会の同意を得て、取締役会決議によりその選任を取消することができることも決議されました。

**第4号議案** 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本件は、退任取締役 戸田青児氏に対し、在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会に一任することに承認可決されました。

以 上

## ご 案 内

**1. 利益配当金のお支払いについて**

第58期利益配当金につきましては、銀行口座または郵便貯金口座をご指定の方には、「第58期利益配当金計算書」および「利益配当金振込先のご確認について」を同封いたしましたので、ご確認ください。

また、銀行口座または郵便貯金口座をご指定でない方には、同封の「郵便振替支払通知書」により、払渡し期間内（平成18年6月30日から平成18年7月31日まで）に最寄の郵便局で、「郵便振替支払通知書」裏面記載の注意書をご覧のうえ、お受け取りください。

**2. 当社の株式事務に関するお問い合わせ先について**

株式の名義書換、払渡しの期間経過後の配当金のお受け取り方法等当社の株式事務の一切は、次の場所でお取扱いいたします。

**株主名簿管理人** みずほ信託銀行株式会社 大阪支店証券代行部

**事務取扱場所** 大阪市北区曾根崎二丁目11番16号

電話 0120-288-324（フリーダイヤル）

以 上

「ご参考」

1. 定款一部変更の件の主要内容は、次の対照表のとおりであります。

(下線は、変更部分を示します。)

変 更 前	変 更 後
(第7条新設)	(株券の発行) <b>第7条</b> 当社は、株式に係る株券を発行する。 (单元未満株式についての権利)
(第9条新設)	<b>第9条</b> 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する单元未満株式について、次の各号に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 — 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 — 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 — 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 — 次条に掲げる権利
(单元未満株式の買増し) <b>第8条</b> 当社の单元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、株式取扱規則に定めるところにより、その单元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。	(单元未満株式の売渡請求) <b>第10条</b> 当社の单元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。
(名義書換代理人) <b>第10条</b> 当社は株式につき名義書換代理人を置く。 名義書換代理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議に基づき選定する。  当社の株主名簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示及びその抹消、株式に関する諸届出の受理、株券の再交付、单元未満株式の買取り及び買増し、その他株式に関する事務は、名義書換代理人において取扱わせ、当社においては之を取扱わない。	(株主名簿管理人) <b>第12条</b> 当社は、株主名簿管理人を置く。  2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3. 当社の株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人において取扱わせ、当社においては取扱わない。
(第15条新設)	(総会の開催場所) <b>第15条</b> 株主総会は、大阪府において開催する。 (株主総会参考書類等のインターネット開示)
(第18条新設)	<b>第18条</b> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することができる。
(第26条新設)	(取締役会の設置) <b>第26条</b> 当社は、取締役会を置く。

変 更 前	変 更 後
(第30条新設)	<p>(取締役会の決議方法)</p> <p><b>第30条</b> 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2. 当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときは、この限りでない。</p>
(第34条新設)	<p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p><b>第34条</b> 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>
(第35条新設)	<p>(監査役及び監査役会の設置)</p> <p><b>第35条</b> 当社は、監査役及び監査役会を置く。</p>
(第38条新設)	<p>(補欠監査役の選任)</p> <p><b>第38条</b> 当社は、会社法第329条第2項の規定により、監査役の員数を欠いた場合に備えて、株主総会において補欠監査役をあらかじめ選任(以下「予選」という。)することができる。</p> <p>2. 補欠監査役の予選決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</p>
(第39条新設)	<p>(補欠監査役予選決議の有効期間)</p> <p><b>第39条</b> 前条に規定する補欠監査役の予選決議の有効期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>
(第47条新設)	<p>(社外監査役との責任限定契約)</p> <p><b>第47条</b> 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>
(第6章新設)	<p><b>第6章 会計監査人</b></p>
(第48条新設)	<p>(会計監査人の設置)</p> <p><b>第48条</b> 当社は、会計監査人を置く。</p>

## 2. 経営体制について

第59期の経営体制は次のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

### 【創業者】

創業者会長 安藤百福

### 【取締役】

代表取締役社長 安藤宏基

代表取締役常務取締役(営業管掌) 中川晋

常務取締役(生産本部長兼経営企画担当) 松尾昭英

常務取締役(ニッシンフーズ(U.S.A.)CO.,INC.代表取締役社長) 成戸隆之(昇任)

取締役(中央研究所長) 松村泰治

取締役(国際部長) 笹原研

取締役(営業本部長) 松山康裕

取締役(財務部長) 柳田隆久

取締役(マーケティング部長) 鉄林修

取締役(三菱商事株式会社代表取締役社長) 小島順彦

取締役(伊藤忠商事株式会社代表取締役社長) 小林栄三

### 【監査役】

常勤監査役 砥上隼人

常勤監査役 寺田雄一

監査役(株式会社日本アレフ監査役) 堀之内徹

監査役(弁護士) 高野裕士

**【執行役員】**

執行役員(中央研究所副所長)

赤松伸行

執行役員(経営企画部長)

西尾正美

執行役員(食品安全研究所長)

山田敏広

執行役員(生産本部静岡工場長)

高橋孝

執行役員(生産本部滋賀工場長)

横越隆史

執行役員(営業本部大阪営業部長)

山東一雅

執行役員(人事部長)

服部秀樹

執行役員(営業本部東京営業部長)

三浦善功(新任)

執行役員(営業本部CVS営業部長)

宮田昌文(新任)

執行役員(営業本部営業企画部長)

友政克己(新任)

以上